

～協会けんぽ KANAGAWA～

健康保険 だより

令和6年
1月号

今月号のトピックス

TOPIC
01

被保険者様向けの生活習慣病予防健診のご案内

TOPIC
02

ご家族様向けの集団健診をご利用ください!

TOPIC
03

ご退職後の健康保険のご案内



協会けんぽ加入の事業主・加入者のみなさまへご案内します

職場のみなさままで回覧をお願いします。※健康保険組合・国保組合に加入のみなさまは、参考としてご一読ください。

被保険者様向けの生活習慣病予防健診のご案内

令和5年度から健診費用の自己負担額がさらにおトクになりました!

今年度も残すところあと2か月となりましたが、健診はもう受診されましたか?

まだお済みでない方は、今年度より健診費用の自己負担額がお安くなっておりますので、この機会にぜひご利用ください。

受診できる健診 一般健診 (35～74歳の方)

昨年度 7,169円
令和5年度 最高 5,282円
おトクに!

追加できる健診
(別途費用が必要です)

肝炎ウイルス検査 (過去にC型肝炎検査を受診されていない方)
付加健診 (当該年度中に40・50歳になられる方)
乳がん検診 (40～74歳のうち、当該年度に偶数年齢に達する女性)
子宮頸がん検診 (36～74歳のうち、当該年度に偶数年齢に達する女性)



年度末まであと2か月!
お早めのご予約を

必要なもの 保険証

健診機関・出張会場は
こちらから検索



予約方法 健診機関へ電話またはWEB(一部の健診機関のみ)にて予約

ご家族様向けの集団健診をご利用ください!

協会けんぽでは、ご家族様にも年に1度、特定健診の補助をしております。

秋から冬には、ホール等の大規模会場にて健診機関主催の「集団健診」があります。自己負担無料で特定健診(基本的な健診)が受けられるほか、充実したオプション検査もお得に受けていただくことが可能ですので、身近な場所で受けられるこの機会にぜひご受診ください。



対象者 40～74歳のご家族(被扶養者)の方

注意事項 ※以下の場合には集団健診を受診できません

- ・今年度すでに特定健診を受診された方
- ・すでに特定健診のご予約をされている方
- ・健診受診日までに健康保険の資格がなくなった場合
- ・オプション検査のみの受診

自己負担額 無料(オプション検査分は有料)

必要なもの 保険証・特定健診受診券(セット券)

集団健診の会場・日程等の詳細はこちら



裏面もご覧ください

全国健康保険協会 神奈川支部
協会けんぽ

〒220-8538 横浜市西区みなとみらい4-6-2 みなとみらいグランドセントラルタワー9階

TEL:045-270-8431(代表)

お電話のお掛け間違いにご注意ください。
また、郵送での手続きにご協力をお願いします。

インターネット検索サイトより
「協会けんぽ」と入力してください。

協会けんぽ



https://www.kyoukaikenpo.or.jp





ご退職後の健康保険のご案内

74歳以下の被保険者様が退職等で健康保険の資格を喪失したときは、引き続き何らかの健康保険制度へ加入する必要があります。退職後、1日の空きもなく再就職し健康保険に加入する場合以外は、以下のいずれかの健康保険に加入手続きをお願いします。保険料や加入条件等を比較のうえ、加入先をご検討ください。

	国民健康保険	協会けんぽの任意継続 (最長で2年間)	ご家族の 健康保険の被扶養者
保険料	前年の所得などにより決定 ※軽減制度があります。詳しくは 手続き先へご確認ください。	退職時点の標準報酬月額 ※1 × 健康保険料率 ※2※3 ※1 退職時の標準報酬月額が30万円を超えていた場合は 30万円で計算します ※2 40～64歳の方は介護保険料率が上乗せされます ※3 お住まいの都道府県の支部の保険料率です	被扶養者の負担なし
手続き先	お住まいの市区町村役場の 国民健康保険担当課	お住まいの都道府県を管轄する 協会けんぽ支部	ご家族の勤務先
加入要件	お住まいの市区町村役場へ ご相談ください	以下参照	被扶養者としての 認定基準を満たすこと

任意継続の加入要件

- ① 退職日までに被保険者期間が継続して**2か月以上**あること
- ② 退職日の翌日から**20日以内**にお住まいの都道府県を管轄する協会けんぽ支部宛に「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出(必着)すること

任意継続保険料の納付方法

- ① 納付書による毎月納付(毎月10日まで、10日が土日・祝日の場合は翌営業日)
- ② 口座振替による毎月納付(毎月1日に口座振替、1日が金融機関の休業日の場合は翌営業日)
- ③ まとめて支払う前納制度(6か月、12か月)

※前納制度は保険料が割引されます



任意継続への加入を希望される方へ

加入手続きは郵送で行うことができます。窓口でお手続きいただいた場合も保険証はすぐには交付できません。窓口でお待ちいただく必要のない**郵送でのお手続き**をお勧めいたします。

任意継続の制度の詳細はこちら



申請書・添付書類についての詳細はこちら



退職日の翌日以降の保険証は無効です!

退職後はすみやかに保険証を事業所へご返却ください

協会けんぽの制度、取組等について動画を作成しました! ぜひご覧ください!

協会けんぽとは?

- ・協会けんぽの概要
- ・医療費適正化の取組
- ・保険料率の仕組み等



健康づくりとは?

- ・健診費用の補助
- ・健診受診後の重要性
- ・事業所へのサポート等



給付金等について

- ・各種給付金
- ・マイナンバーカードの保険証利用等

